

令和4年4月27日

学生の皆さんへ

学 長

学生の県外移動等について（通知）

秋田大学では、新型コロナウイルス感染症拡大防止策の一環として、学生の県外移動の取扱いを定めています。

新年度になりましたので、改めて現時点の取扱いを以下に示しますので、内容を確認の上、ルールを厳守するようお願いいたします。

記

1. 学生の県外移動について

県外移動（全都道府県）は不要不急によるものを控え、真に必要な場合に限り移動日の1週間前までに所属の学務担当に届出し、所属長の了解を得てから移動してください。また、秋田に戻った日（帰県日を0日とする）から、これまでは7日間の自宅待機及び健康観察を行いこの間は大学構内に入構できないこととしておりましたが、本日からこの期間を4日間に短縮いたしました。

なお、7日間が経過するまでは検温など健康観察を継続し、体調に異変がある場合は、登校せず保健管理センターに連絡してください。

2. 健康観察及び行動の記録

未だ全国的な感染は収束していない状況を踏まえ、学生自身が「感染しない」、「感染させない」という意識を強く持って行動してください。

また、「健康観察」及び「行動の記録」は、県外移動にかかわらず毎日行ってください。これらの記録については必要に応じて提出を求めることがあります。

3. 会食

会食等の機会において、「感染リスクが高まる5つの場面」に十分に気をつけ、可能な限り少人数短時間とし、大声での会話を控える等感染防止に努めてください。

4. 留意事項

①本通知以外に所属学部等から通知があった場合は、その指示に従ってください。

- ②就職活動の面談等のために県外移動する場合は、面談等を WEB 等で代替できないか確認してから届出をしてください。
- ③届出は移動の 1 週間前としていますが、緊急に移動を必要とすることとなった場合は、その時点で速やかに届出してください。
- ④自宅待機中は不要不急の外出を避け、1日1回程度の食料の買い出し等に留めるようお願いいたします。また、自宅待機期間中は検温等の健康観察を行い、発熱等体調に異変がある場合は保健管理センターの「体調不良の報告サイト <https://www.akita-u.ac.jp/hkc/contact/physicalcondition.html>」より速やかに報告してください。
- ⑤届出をしない場合や届出を遅延した場合等、大学のルールを遵守しない場合は、処分の対象となることがあります。
- ⑥今後の感染状況によっては取扱いを変更することがありますので、少なくとも1日1回は a・net を確認してください。

担当：秋田大学学生支援・就職課